# 年金記録訂正請求に係る答申について

# 九州地方年金記録訂正審議会平成28年7月27日答申分

# ○答申の概要

 (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの
 3件

 厚生年金保険関係
 3件

 (2) 年金記録の訂正を不要としたもの
 2件

 国民年金保険関係
 1件

 厚生年金保険関係
 1件

 月件
 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600030 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600029 号

# 第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和41年4月20日から同年同月30日に、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年5月2日から同年4月30日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和41年4月20日から同年5月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和41年4月20日から同年5月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年4月20日から同年5月2日まで

私は、昭和 40 年 3 月 8 日に A 社に入社し、同社 B 工場に併設された C 支店に、営業の正社員として配属された後に、転勤日については記憶が定かではないが、請求期間頃に D 県の本社に配属された。

その後も幾度か転勤をしたが、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

A社(以下「本社」という。)が提出した請求者に係る人事記録等から判断すると、請求者は、請求期間において、A社B工場(以下「B工場」という。)及び本社に継続して勤務し(B工場から本社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、本社が提出した請求者に係る人事記録によると、本社への異動の発令日が昭和41年4月30日と記録されていることからB工場から本社への異動年月日は同日とすることが妥当である。

また、昭和 41 年4月の標準報酬月額については、請求者の本社における同年5月に係る社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについて、本社は、厚生年金保険料の納付に関する資料が無く不明であると回答しているが、前述の人事記録における異動の発令日と本社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における資格取得年月日が相違していることから、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600038 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600030 号

# 第1 結論

請求者のA社における平成15年5月30日及び平成16年4月30日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年5月30日及び平成16年4月30日の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年5月30日

② 平成16年4月30日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①及び②については、請求者が提出した預金通帳の写し及びB銀行が提出した請求者に係る取引明細によると、A社において、オンライン記録で確認できる同僚の賞与支給日(平成15年5月30日及び平成16年4月30日)と同日に、同社からの振込みが確認できることから、請求期間において、請求者は、同社から賞与の支給を受けたことが推認できる。

また、A社は、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。 さらに、A社における請求者の同僚二人に係る給与支給明細書(平成 15 年 5 月分賞与及び 平成 16 年 4 月分賞与)の写しによると、事業主によりそれぞれの賞与から標準賞与額に見合 う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、前述の預金通帳の写し、取引明細及び同僚に係る給与支給明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、請求者に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき、請求期間①(平成15年5月30日)は30万円、請求期間②(平成16年4月30日)は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成15年5月30日及び平成16年4月30日に支給した賞与について、請求者の健 康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚 生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求 者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600039 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600031 号

# 第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 5 月 30 日の標準賞与額を 30 万円、同年 8 月 12 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額を 50 万円、平成 16 年 4 月 30 日の標準賞与額を 20 万円、同年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 5 月 30 日、同年 8 月 12 日、同年 12 月 22 日、平成 16 年 4 月 30 日、同年 8 月 10 日及び同年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年5月30日

- ② 平成15年8月12日
- ③ 平成15年12月22日
- ④ 平成16年4月30日
- ⑤ 平成16年8月10日
- ⑥ 平成 16 年 12 月 22 日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについては、B銀行が提出した請求者に係る取引明細によると、A社において、オンライン記録で確認できる同僚の賞与支給日(平成15年5月30日、同年8月12日、同年12月22日、平成16年4月30日、同年8月10日及び同年12月22日)と同日に、同社からの振込みが確認できることから、請求期間において、請求者は、同社から賞与の支給を受けたことが推認できる。

また、A社は、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。 さらに、A社における請求者の同僚二人に係る給与支給明細書(平成 15 年 5 月分賞与、同 年 8 月分賞与、同年 12 月分賞与、平成 16 年 4 月分賞与、同年 8 月分賞与及び同年 12 月分賞 与)の写しによると、事業主によりそれぞれの賞与から標準賞与額に見合う厚生年金保険料が 控除されていたことが確認できる。

したがって、前述の取引明細及び同僚に係る給与支給明細書により推認できる賞与支給額及 び厚生年金保険料の控除額から、請求者に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき、 請求期間① (平成 15 年 5 月 30 日) は 30 万円、請求期間② (平成 15 年 8 月 12 日) は 50 万円、請求期間③ (平成 15 年 12 月 22 日) は 50 万円、請求期間④ (平成 16 年 4 月 30 日) は 20 万円、請求期間⑤ (平成 16 年 8 月 10 日) は 50 万円、請求期間⑥ (平成 16 年 12 月 22 日) は 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成15年5月30日、同年8月12日、同年12月22日、平成16年4月30日、同 年8月10日及び同年12月22日に支給した賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被 保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料について も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑥ までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚 生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600035 号 厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600018 号

# 第1 結論

昭和41年1月1日から昭和43年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年1月1日から昭和43年4月1日まで

昭和 41 年 1 月に結婚した当初は年金を納める余裕はなかったので国民年金に加入しなかったが、数年後に、過去の未払分を納めることができることを聞き、やはり国民年金にきちんと加入しようと思ったので、夫と一緒にA市B区役所へ行き、国民年金の加入手続と保険料の納付を行った。その時、過去の未納となっていた国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、まとめて国民年金保険料を納付したのは1回だけで、夫の国民年金保険料と一緒に納付した旨主張しているところ、請求者の夫に係る国民年金被保険者台帳によれば、第1回特例納付制度(実施期間は、昭和 45 年 7 月から昭和 47 年 6 月まで)により、請求期間を含む昭和 40 年 4 月から昭和 43 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料が特例納付されていることが確認できるものの、請求者に係る国民年金被保険者台帳では、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できない。

一方、請求期間に係る国民年金保険料については、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年2月から前述の第1回特例納付制度が終了した昭和47年6月までの期間において、納付時期によっては、現年度納付、過年度納付又は第1回特例納付制度による納付が可能である。

しかしながら、請求者の主張から過年度納付及び特例納付制度による納付であったと考えられるところ、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付場所と主張するA市B区役所は、同区役所の窓口では過年度及び特例納付に係る国民年金保険料を収納することはできなかった旨回答していることから、請求者の主張とは符合しない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を1回でまとめて納付した旨主張しているが、具体的な納付時期、金額等に関する記憶が明確でないことから、請求者が請求期間に係る 国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600048 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600032 号

# 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(後のB社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年2月1日から昭和58年3月1日まで

A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録では、昭和55年2月1日に被保険者資格を喪失していることになっているが、昭和56年9月及び昭和57年12月24日に同社に係る業務上の負傷により、C病院及びD病院において労働者災害補償保険の給付を受けた記憶があり、同事業所を退職した時期は昭和58年2月末だったので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和58年3月1日に訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、請求者のA事業所における離職日は昭和55年1月31日となっており、この翌日の同年2月1日に、請求者に対して離職票が交付されていることが確認できるとともに、当該離職日は請求者のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は、同社の書類は処分しており資料は残っていない旨回答している上、同社の破産管財人弁護士並びに同社の労働保険及び社会保険事務を受託していた労働保険事務組合によると、請求期間に係る同社に関する賃金台帳等については保管していない旨回答していることから、請求期間における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の雇用保険被保険者記録によると、請求者は、請求期間内にA事業所とは異なるE社において昭和55年9月1日に被保険者資格を取得し、昭和57年1月13日に離職している上、同年2月1日にはF社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、両社に係る被保険者資格の取得日及び離職日は、それぞれの厚生年金保険被保険資格の取得日及び喪失日と符合していることが確認できる。

加えて、請求者は、昭和56年9月及び昭和57年12月24日にA事業所に係る業務上の負傷により、C病院及びD病院において労働者災害補償保険の保険給付を受けた記憶があるので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和58年3月1日であると主張しているところ、G労働基準監督署は、請求者に係る労働者災害補償保険法に基づく保険給付の傷病年月日(負傷又は発病の年月日)等については、昭和53年9月1日(傷病名、診療機関名、C病院及びD病院)及び昭和54年12月24日(傷病名、診療機関名、C病院及びD病院)であり、対象事業所はA事業所である旨回答している。

このほか、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを確認できる給与明細書等の資料はなく、ほかに請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。